

<2021 年 合格目標>
第一種衛生管理者
試験対策
全問題と正解



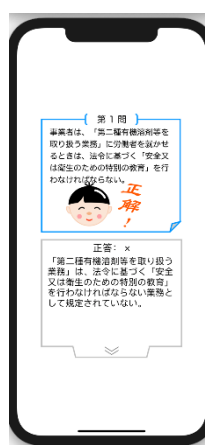
第一種衛生管理者

試験対策アプリ

App Store にて 好評提供中！



第一種衛生管理者 2021



関係法令 ①

No.	問 題	正 答	解 説
1	衛生管理者を選任したときは、「14日以内」に、所定の様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	×	「14日以内」ではなく、【遅滞なく】である。 (労働安全衛生規則 2 条 2 項)
2	衛生管理者は、選任すべき事由が発生した日から「30日以内」に選任しなければならない。	×	「30日以内」ではなく、【14日以内】である。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 1 号)
3	常時「10人以上50人未満」の労働者を使用する事業場において、衛生管理者は選任していないが、「衛生推進者」を「1人」選任している。	○	正しい。 (労働安全衛生法 12 条の 2、労働安全衛生規則 12 条の 2)
4	「2人以上」の衛生管理者を選任する場合において、その衛生管理者の中に「労働衛生コンサルタント」がいるときは、そのうちの「1人」については、「専属」の者でなくてもよい。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 2 号)
5	「警備業」の事業場においては、「第二種衛生管理者免許」を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 3 号)
6	「ゴルフ場業」の事業場においては、「第二種衛生管理者免許」を有する者のうちから衛生管理者を選任することができない。	×	「ゴルフ場業」の場合には、「第二種衛生管理者免許」を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 3 号)

No.	問 題	正 答	解 説
7	「旅館業」の事業場においては、「第二種衛生管理者免許」を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 3 号)
8	「清掃業」の事業場においては、「第二種衛生管理者免許」を有する者のうちから衛生管理者を選任することができない。	○	正しい。「清掃業」については、「第一種衛生管理者免許」若しくは「衛生工学衛生管理者免許」を有する者又は医師等のうちから衛生管理者を選任しなければならない。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 3 号)
9	「製造業」の事業場においては、「第二種衛生管理者免許」を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。	×	「製造業」については、「第一種衛生管理者免許」若しくは「衛生工学衛生管理者免許」を有する者又は医師等のうちから衛生管理者を選任しなければならない。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 3 号)
10	「運送業」の事業場においては、「第二種衛生管理者免許」を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。	×	「運送業」については、「第一種衛生管理者免許」若しくは「衛生工学衛生管理者免許」を有する者又は医師等のうちから衛生管理者を選任しなければならない。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 3 号)
11	「自動車整備業」の事業場においては、「第二種衛生管理者免許」を有する者のうちから衛生管理者を選任することができない。	○	正しい。「自動車整備業」については、「第一種衛生管理者免許」若しくは「衛生工学衛生管理者免許」を有する者又は医師等のうちから衛生管理者を選任しなければならない。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 3 号)

No.	問 題	正 答	解 説
12	「各種商品卸売業」の事業場においては、「第二種衛生管理者免許」を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 3 号)
13	「医療業」については、「第一種衛生管理者免許」若しくは「衛生工学衛生管理者免許」を有する者又は医師等のうちから衛生管理者を選任しなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 3 号)
14	常時「50人以上300人以下」の労働者を使用する事業場において、衛生管理者を「1人」選任している。	×	衛生管理者の選任が「1人以上」で良いのは、常時「50人以上200人以下」の事業場である。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 4 号)
15	常時「200人を超え500人以下」の労働者を使用する事業場では、「2人以上」の衛生管理者を選任しなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 4 号)
16	常時「500人を超え1000人以下」の労働者を使用する事業場では、「2人以上」の衛生管理者を選任しなければならない。	×	常時「500人を超え1000人以下」の労働者を使用する事業場の場合には、衛生管理者を【3人以上】選任しなければならない。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 4 号)
17	常時「1000人を超え2000人以下」の労働者を使用する事業場では、「4人以上」の衛生管理者を選任しなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 4 号)
18	常時「2000人を超え3000人以下」の労働者を使用する事業場では、「4人以上」の衛生管理者を選任しなければならない。	×	常時「2000人を超え3000人以下」の労働者を使用する事業場の場合には、衛生管理者を【5人以上】選任しなければならない。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 4 号)

No.	問 題	正 答	解 説
19	常時「3000人を超える」労働者を使用する事業場では、「5人以上」の衛生管理者を選任しなければならない。	×	常時「3000人を超える」労働者を使用する事業場の場合には、衛生管理者を【6人以上】選任しなければならない。 (労働安全衛生規則7条1項4号)
20	常時「500人を超える」労働者を使用し、そのうち、「深夜業」に常時「30人以上」の労働者を従事させる事業場では、衛生管理者のうち少なくとも1人を「専任」の衛生管理者としなければならない。	×	衛生管理者のうち少なくとも1人を「専任」の衛生管理者としなければならない業務に、「深夜業」は含まれていない。 (労働基準法施行規則18条、労働安全衛生規則7条1項5号)
21	常時「1000人を超える」労働者を使用する事業場にあつては、衛生管理者のうち少なくとも1人を「専属」の衛生管理者としなければならない。	×	「専属」ではなく、【専任】としなければならない。 (労働安全衛生規則7条1項5号)
22	常時「2000人を超える」労働者を使用する事業場にあつては、衛生管理者のうち少なくとも「2人」を「専任」の衛生管理者としなければならない。	×	常時「1000人を超える」労働者を使用する事業場にあつては、衛生管理者のうち少なくとも「1人」を「専任」の衛生管理者としなければならないが、「2000人」を超えても「専任」の衛生管理者は「1人」で足りる。 (労働安全衛生規則7条1項5号)
23	常時「500人を超える」労働者を使用し、坑内労働又は特に有害な一定の業務に常時「30人以上」の労働者を従事させる事業場では、衛生管理者のうち1人を「衛生工学衛生管理者免許」を受けた者のうちから選任しなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則7条1項6号)

No.	問 題	正 答	解 説
24	常時「300人以上」の労働者を使用する「医療業」の事業場では、法令上、「総括安全衛生管理者」の選任が義務付けられている。	×	常時「300人以上」の労働者を使用する「医療業」については、「総括安全衛生管理者」の選任は義務付けられていない。 (労働安全衛生法施行令2条)
25	総括安全衛生管理者の選任は、総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から「30日以内」に行わなければならない。	×	総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から【14日以内】に行わなければならない。 (労働安全衛生規則2条1項)
26	事業者が衛生管理者に管理させる業務には、「衛生推進者の指揮に関すること（衛生に係る技術的事項に限る。）」がある。	×	設問の業務は、事業者が衛生管理者に管理させる業務に含まれていない。 (労働安全衛生法10条1項、12条1項)
27	事業者が衛生管理者に管理させる業務には、「労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること（衛生に係る技術的事項に限る。）」がある。	○	正しい。 (労働安全衛生法10条1項5号、12条1項)
28	事業者が衛生管理者に管理させる業務には、「健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること（衛生に係る技術的事項に限る。）」がある。	○	正しい。 (労働安全衛生法10条1項5号、12条1項)
29	事業者が衛生管理者に管理させる業務には、「労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること（衛生に係る技術的事項に限る。）」は含まれない。	×	事業者が衛生管理者に管理させる業務には、「労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること（衛生に係る技術的事項に限る。）」も含まれる。 (労働安全衛生法10条1項5号、12条1項)

No.	問 題	正 答	解 説
30	事業者が衛生管理者に管理させる業務には、「安全衛生に関する方針の表明に関すること（衛生に係る技術的事項に限る。）」は含まれない。	×	事業者が衛生管理者に管理させる業務には、「安全衛生に関する方針の表明に関すること（衛生に係る技術的事項に限る。）」も含まれる。 (労働安全衛生法 10 条 1 項 5 号、12 条 1 項、労働安全衛生規則 3 の 2 第 1 号)
31	事業者が衛生管理者に管理させる業務には、「安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること（衛生に係る技術的事項に限る。）」がある。	○	正しい。 (労働安全衛生法 10 条 1 項 5 号、12 条 1 項、労働安全衛生規則 3 の 2 第 3 号)
32	事業者が衛生管理者に行わせる業務には、「労働者の健康を確保するため必要があると認めるとき、事業主に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告すること」がある。	×	設問の業務は、事業者が衛生管理者に行わせる業務に含まれていない。なお、当該業務は、産業医が行うことができる、とされている業務である。 (労働安全衛生法 10 条 1 項 5 号、12 条 1 項、労働安全衛生規則 3 条の 2 第 3 号)
33	産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について一定の要件を備えた「医師」のうちから選任しなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 13 条 1 項、2 項)
34	産業医を選任しなければならない事業場は、常時「100人以上」の労働者を使用する事業場である。	×	常時「100人以上」ではなく、常時【50人以上】である。 (労働安全衛生法施行令 5 条)
35	産業医は、選任すべき事由が発生した日から「14日以内」に選任しなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 13 条 1 項 1 号)

No.	問 題	正 答	解 説
36	常時「300人以上」の労働者を使用する事業場では、その事業場に「専属」の産業医を選任しなければならない。	×	常時「300人以上」ではなく、常時【1000人以上】である。 (労働安全衛生規則 13 条 1 項 3 号)
37	常時「1000人を超える」労働者を使用する事業場では、「2人以上」の産業医を選任しなければならない。	×	常時「1000人以上」ではなく、常時【3000人以上】である。 (労働安全衛生規則 13 条 1 項 4 号)
38	事業者は、選任した産業医に、「労働者の健康管理等」を行わせなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 13 条 1 項)
39	産業医の職務として、「安全衛生に関する方針の表明に関すること」が、法令で定められている。	×	「安全衛生に関する方針の表明に関すること」は、産業医の職務として定められていない。なお、当該業務は、総括安全衛生管理者が統括管理する業務とされている。 (労働安全衛生規則 14 条 1 項)
40	衛生委員会の「議長」は、原則として、「総括安全衛生管理者」又は「当該事業場において事業の実施を統括管理する者」若しくは「これに準ずる者」のうちから事業者が指名した者でなければならない。	○	正しい。衛生委員会の「議長」については、事業場を統括管理する（若しくは、これに準ずる）程度の地位にある者でなければならない。 (労働安全衛生法 18 条 2 項 1 号、4 項)
41	事業者は、事業場の作業環境測定を作業環境測定機関に委託している場合には、当該機関に所属する「作業環境測定士」を衛生委員会の委員として指名することができる。	×	このような規定はない。なお、事業者は、「当該事業場の労働者」で、作業環境測定を実施している「作業環境測定士」を衛生委員会の委員として指名することは可能である。 (労働安全衛生法 7 条 1 項 2 号ただし書き、18 条 2 項 2 号)

No.	問 題	正 答	解 説
42	事業者は、議長を除く、衛生委員会の「全委員」について、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、当該労働組合ないときには、労働者の過半数を代表する者の「推薦」に基づき指名しなければならない。	×	事業者が、過半数労働組合等の推薦に基づき指名しなければならないのは、全委員のうちの【半数】とされている。 (労働安全衛生法 18 条 4 項)
43	事業者は、衛生管理者として選任しているが、事業場に「専属ではない」労働衛生コンサルタントを衛生委員会の委員として指名することはできない。	×	「2人以上」の衛生管理者を選任している場合には、衛生管理者である労働衛生コンサルタントのうちの「1人」については、事業場に「専属ではない」者であっても、衛生委員会の委員として指名することができる。
44	事業者は、事業場に「専属ではない」産業医を衛生委員会の委員として指名することができる。	○	正しい。
45	事業者は、当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者を衛生委員会の委員とすることができる。	○	正しい。
46	衛生委員会の付議事項として、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立」に関することが含まれる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 22 条 10 号)
47	事業者は、衛生委員会を「毎年 1 回以上」開催するようにしなければならない。	×	「毎年 1 回以上」ではなく、【毎月 1 回以上】である。 (労働安全衛生規則 23 条 1 項)

No.	問 題	正 答	解 説
48	事業者は、衛生委員会の開催の都度、「遅滞なく」、委員会における「議事の概要」を書面の交付等一定の方法によって、労働者に「周知」させなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 23 条 3 項)
49	事業者は、衛生委員会の開催の都度、委員会における「議事で重要なもの」について記録し、これを「5 年間」保存しなければならない。	×	「5 年間」ではなく、【3 年間】である。 (労働安全衛生規則 23 条 4 項)
50	労働安全衛生規則に基づく「雇入時の健康診断」には、原則として、省略できる検査項目はない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 43 条)
51	「雇入時の健康診断」の実施にあたり、医師による健康診断を受けた後「3 か月」を経過しない者が、その健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、その健康診断の項目に相当する項目については省略することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 43 条ただし書き)
52	労働安全衛生規則に基づく「雇入時の健康診断」の項目のうち、「聴力の検査」は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	×	「雇入時の健康診断」には、原則として、省略できる検査項目はない。よって、「聴力の検査」を省略することはできない。 (労働安全衛生規則 43 条)
53	「雇入時の健康診断」における聴力の検査は、「1 0 0 0 ヘルツ」及び「3 0 0 0 ヘルツ」の音に係る聴力について行う必要がある。	×	「1 0 0 0 ヘルツ」及び「3 0 0 0 ヘルツ」の音ではなく、「1 0 0 0 ヘルツ」及び【4 0 0 0 ヘルツ】の音である。 (労働安全衛生規則 43 条 3 号)
54	「雇入時の健康診断」の項目には、「血液中の尿酸の量」の検査が含まれている。	×	「雇入時の健康診断」の項目には、「血液中の尿酸の量」の検査は含まれていない。 (労働安全衛生規則 43 条)

No.	問 題	正 答	解 説
55	事業者は、「雇入時の健康診断」の結果、健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から「1か月以内」に、健康を保持するために必要な措置について、「医師」の意見を聴かなければならない。	×	「1か月以内」ではなく、【3か月以内】である。 (労働安全衛生法 66 条の 4、労働安全衛生規則 51 条の 2 第 1 項 1 号)
56	事業主は、「雇入時の健康診断」の結果に基づき、健康診断個人票を作成し、これを「3年間」保存しなければならない。	×	「3年間」ではなく、【5年間】である。 (労働安全衛生規則 51 条)
57	「雇入時の健康診断」の結果については、所轄労働基準監督署長に報告する必要はない。	○	正しい。「雇入時の健康診断」の結果については、所轄労働基準監督署長への報告は義務付けられていない。 (労働安全衛生規則 52 条)
58	労働安全衛生規則に基づく「定期健康診断」の項目のうち、「身長、体重及び腹囲の検査」は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 44 条 2 項)
59	労働安全衛生規則に基づく「定期健康診断」の項目のうち、「視力及び聴力の検査」は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 44 条 2 項)
60	労働安全衛生規則に基づく「定期健康診断」の項目のうち、「血圧の測定」は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	×	「血圧の測定」は、医師が必要でないと認めるときに省略することができる項目には該当しない。よって、省略することはできない。 (労働安全衛生規則 44 条 2 項)

No.	問 題	正 答	解 説
61	労働安全衛生規則に基づく「定期健康診断」の項目のうち、「肝機能検査」は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 44 条 2 項)
62	労働安全衛生規則に基づく「定期健康診断」の項目のうち、「血中脂質検査」は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 44 条 2 項)
63	労働安全衛生規則に基づく「定期健康診断」の項目のうち、「血糖検査」は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 44 条 2 項)
64	労働安全衛生規則に基づく「定期健康診断」の項目のうち、「尿検査」は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	×	「尿検査」は、医師が必要でないと認めるときに省略することができる項目には該当しない。よって、省略することはできない。 (労働安全衛生規則 44 条 2 項)
65	労働安全衛生規則に基づく「定期健康診断」の項目のうち、「心電図検査」は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 44 条 2 項)
66	「深夜業」に常時従事する労働者に対しては、「6 か月以内ごとに 1 回」、定期的に、健康診断を行わなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 45 条 1 項)

No.	問 題	正 答	解 説
67	「深夜業」に常時従事する労働者に対しては、「6 か月以内ごとに1 回」、定期的に、「胸部エックス線検査」及び「喀痰検査」を行わなければならない。	×	「深夜業」に常時従事する労働者に対しては、「6 か月以内ごとに1 回」、定期的に、健康診断を行わなければならないが、「胸部エックス線検査」及び「喀痰検査」については、【1 年以内ごとに1 回】、行えば足りるとされている。 (労働安全衛生規則 45 条 1 項)
68	海外に「1 年以上」派遣され帰国した労働者について、国内の業務に就かせるときは、一時的な就業の場合を除き、海外派遣労働者健康診断を行わなければならない。	×	「1 年以上」ではなく、【6 か月以上】である。 (労働安全衛生規則 45 条の 2 第 2 項)
69	事業者は、「定期健康診断」の結果、健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から「3 か月以内」に、健康を保持するために必要な措置について、「医師」の意見を聴かなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 66 条の 4、労働安全衛生規則 51 条の 2 第 1 項 1 号)
70	常時「10 人以上」の労働者を使用する事業者は、定期健康診断を行ったときは、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に定期健康診断結果報告書を提出しなければならない。	×	常時「10 人以上」ではなく、常時【50 人以上】である。 (労働安全衛生規則 52 条)
71	事業者は、休憩時間を除き 1 週間当たり「40 時間」を超えて労働させた場合において、その超えた時間が 1 か月当たり「100 時間」を超え、かつ、「疲労の蓄積」が認められる労働者については、原則として、医師による面接指導を行わなければならない。	×	平成 31 年 4 月 1 日施行の法改正により、現在では、「100 時間」ではなく、【80 時間】となっている。 (労働安全衛生法 66 条の 8 第 1 項、労働安全衛生規則 52 条の 2 第 1 項)

No.	問 題	正 答	解 説
72	労働時間の状況が一定の要件に該当する労働者に対して、法令により実施することが義務付けられている医師による面接指導は、労働者の「申出」により行われる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 52 条の 3 第 1 項)
73	医師は、労働時間の状況が一定の要件に該当する労働者に対して、法令により実施することが義務付けられている面接指導を行うに当たっては、当該労働者の「勤務の状況」、「疲労の蓄積の状況」の他、「心身の状況」についても確認を行う必要がある。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 52 条の 4)
74	労働時間の状況が一定の要件に該当する労働者に対して、法令により実施することが義務付けられている医師による面接指導の結果に基づく記録には、面接指導を受けた「労働者の家族の状況」を記載しなければならない。	×	「労働者の家族の状況」については、面接指導の結果に基づく記録に記載しなければならない事項として定められていない。 (労働安全衛生規則 52 条の 6 第 2 項)
75	事業者は、労働時間の状況が一定の要件に該当する労働者に対して、法令により実施することが義務付けられている医師による面接指導を行った場合には、当該面接指導の結果に基づき、その記録を作成し、これを「5 年間」保存しなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 52 条の 6 第 2 項)

No.	問 題	正 答	解 説
76	事業者は、労働時間の状況が一定の要件に該当する労働者に対して、法令により実施することが義務付けられている医師による面接指導を行われた後、「遅滞なく」、労働者の健康を保持するため必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 52 条の 7)
77	労働時間の状況が一定の要件に該当する労働者に対して、法令により実施することが義務付けられている面接指導を行うことができる医師は、当該事業場の「産業医」に限られている。	×	対象労働者が、事業者の指定した医師による面接指導を受けることを希望しない場合には、産業医ではない「他の医師」が行った面接指導の結果を証明する書面を提出することも認められている。 (労働安全衛生法 66 条の 8 第 2 項 ただし書き)
78	雇入れ時の安全衛生教育は、「3 か月以内」の期間を定めて雇用する「パートタイム労働者」等については、行わないことができる。	×	雇入れ時の安全衛生教育は、「パートタイム労働者」等の期間を定めて雇用する労働者であっても、必ず行わなければならない。 (労働安全衛生法 59 条 1 項)
79	常時使用する労働者数が「10 人未満」の事業場については、「雇入れ時の安全衛生教育」を行わないことができる。	×	雇入れ時の安全衛生教育は、事業場の規模に関わりなく、必ず行わなければならない。 (労働安全衛生法 59 条 1 項)
80	「雇入れ時の安全衛生教育」に関し、「金融業」の事業場においては、「整理、整頓及び清潔の保持に関すること」についての教育を省略することができる。	×	省略することはできない。「整理、整頓及び清潔の保持に関すること」については、業種に関わらず、省略することができる教育事項に該当しない。 (労働安全衛生規則 35 条 1 項)

No.	問 題	正 答	解 説
81	「雇入れ時の安全衛生教育」に関し、「ゴルフ場業」の事業場においては、「作業開始時の点検に関する事	○	正しい。 (労働安全衛生法施行令 2 条、労働安全衛生規則 35 条 1 項)
82	「雇入れ時の安全衛生教育」に関し、「通信業」の事業場においては、「作業開始時の点検に関する事	○	正しい。 (労働安全衛生法施行令 2 条、労働安全衛生規則 35 条 1 項)
83	「雇入れ時の安全衛生教育」に関し、「医療業」の事業場においては、「作業開始時の点検に関する事	×	「医療業」は、いわゆる非製造業・非工業的業種である「その他の業種」に該当するため、省略することができる。 (労働安全衛生法施行令 2 条、労働安全衛生規則 35 条 1 項)
84	「雇入れ時の安全衛生教育」に関し、「警備業」の事業場においては、「作業開始時の点検に関する事	○	正しい。 (労働安全衛生法施行令 2 条、労働安全衛生規則 35 条 1 項)
85	「雇入れ時の安全衛生教育」に関し、「医療業」の事業場においては、「従事させる業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事	×	省略することはできない。「従事させる業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
86	「雇入れ時の安全衛生教育」に関し、「金融業」の事業場においては、「作業手順に関する事	×	「金融業」は、いわゆる非製造業・非工業的業種である「その他の業種」に該当するため、省略することができる。 (労働安全衛生法施行令 2 条、労働安全衛生規則 35 条 1 項)

No.	問 題	正 答	解 説
87	「雇入れ時の安全衛生教育」に関し、「警備業」の事業場においては、「作業手順に関する事」についての教育を省略することができない。	×	「警備業」は、いわゆる非製造業・非工業的業種である「その他の業種」に該当するため、省略することができる。 (労働安全衛生法施行令 2 条、労働安全衛生規則 35 条 1 項)
88	「雇入れ時の安全衛生教育」に関し、「各種商品小売業」の事業場においては、「作業手順に関する事」についての教育を省略することができない。	○	正しい。 (労働安全衛生法施行令 2 条、労働安全衛生規則 35 条 1 項)
89	「雇入れ時の安全衛生教育」に関し、「旅館業」の事業場においては、「作業手順に関する事」についての教育を省略することができる。	×	「旅館業」は、いわゆる非製造業・非工業的業種である「その他の業種」に該当しないため、省略することができない。 (労働安全衛生法施行令 2 条、労働安全衛生規則 35 条 1 項)
90	「雇入れ時の安全衛生教育」に関し、教育すべき事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 35 条 2 項)
91	常時「30人以上」の労働者を使用する事業者は、労働者に対し、「1年以内ごとに1回」、定期的に、ストレスチェックを行わなければならない。	×	常時「30人以上」ではなく、常時【50人以上】である。なお、「50人未満」の事業場については努力義務とされており、すべての事業者に実施が義務付けられているわけではない。 (労働安全衛生法 66 条の 10 第 1 項、労働安全衛生法附則 4 条)

No.	問 題	正 答	解 説
92	事業者は、ストレスチェックを受けた労働者に対し、検査を行った医師等から検査の結果が直接通知されるようにしなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 66 条の 10 第 2 項)
93	事業者は、ストレスチェックの結果が「衛生管理者」に通知されるようにしなければならない。	×	「衛生管理者」への通知義務は規定されていない。 (労働安全衛生法 66 条の 10 第 2 項)
94	事業者は、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い労働者から申し出があったときは、医師による面接指導を行わなければならない。	○	正しい。なお、労働者からの申し出がなければ、医師による面接指導を行う義務はない。 (労働安全衛生法 66 条の 10 第 3 項)
95	事業者は、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い労働者に対し、医師による面接指導を行う場合には、当該事業場に選任されている「産業医」に行わせなければならない。	×	必ずしも事業場に選任されている「産業医」である必要はない。 (労働安全衛生法 66 条の 10 第 3 項)
96	労働者に対するストレスチェックの事項には、「職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目」が含まれる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 52 条の 9 第 1 号)
97	労働者に対するストレスチェックの事項には、「当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」が含まれる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 52 条の 9 第 2 号)
98	労働者に対するストレスチェックの事項には、「職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目」は含まれていない。	×	「職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目」も含まれる。 (労働安全衛生規則 52 条の 9 第 3 号)

No.	問 題	正 答	解 説
99	ストレスチェックは、医師又は保健師以外の者であっても、法定の研修を修了した「労働衛生コンサルタント」であれば、実施することができる。	×	「労働安全コンサルタント」は、ストレスチェックの実施者として法令に定められていない。 (労働安全衛生規則 52 条の 10 第 1 項)
100	ストレスチェックは、医師又は保健師以外の者であっても、法定の研修を修了した「看護師」であれば、実施することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 52 条の 10 第 1 項 3 号)
101	ストレスチェックは、医師又は保健師以外の者であっても、法定の研修を修了した「衛生管理者」であれば、実施することができる。	×	「衛生管理者」は、ストレスチェックの実施者として法令に定められていない。 (労働安全衛生規則 52 条の 10 第 1 項)
102	ストレスチェックは、医師又は保健師以外の者であっても、法定の研修を修了した「精神保健福祉士」であれば、実施することができる。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 52 条の 10 第 1 項 3 号)
103	ストレスチェックは、医師又は保健師以外の者であっても、法定の研修を修了した「産業カウンセラー」であれば、実施することができる。	×	「産業カウンセラー」は、ストレスチェックの実施者として法令に定められていない。 (労働安全衛生規則 52 条の 10 第 1 項 3 号)
104	事業者は、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い労働者から医師による面接指導を希望する旨の申し出があったときは、「遅滞なく」、面接指導を行わなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 52 条の 16 第 2 項)

No.	問 題	正 答	解 説
105	事業者は、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い労働者に対し、医師による面接指導を行った場合には、面接指導の結果を「健康診断個人票」に記載しなければならない。	×	「面接指導の結果の記録」を作成する必要はあるが、必ずしも「健康診断個人票」である必要はない。
106	事業者は、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い労働者に対し、医師による面接指導を行った場合には、当該「面接指導の結果の記録」を作成し、これを「3年間」保存しなければならない。	×	「3年間」ではなく、【5年間】である。 (労働安全衛生規則 52 条の 18 第 1 項)
107	常時「50人以上」の労働者を使用する事業者は、「1年以内ごとに1回」、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 52 条の 21)
108	事業者は、「50人以上」の労働者を常時就業させる場合には、屋内作業場の気積について、設備の占める容積及び床面から「4m」を超える高さにある空間を除き、「400 m ³ 以上」としなければならない。	×	事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、労働者「1人」について、「10 m ³ 以上」としなければならない。よって、設問の場合には、【500 m ³ 以上】としなければならない。 (労働安全衛生規則 600 条)
109	事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場においては、窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積が、常時床面積の「1／25」以上になるようにしなければならない。	×	「1／25」以上ではなく、【1／20】以上である。 (労働安全衛生規則 601 条)

No.	問 題	正 答	解 説
110	事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、「精密な作業」については「150ルクス以上」、「粗な作業」については「50ルクス以上」としなければならない。	×	「精密な作業」については【300ルクス以上】、「粗な作業」については【70ルクス以上】としなければならない。 (労働安全衛生規則 604 条)
111	事業者は、常時「30人以上」又は常時「女性20人以上」の労働者を使用するときは、労働者が臥床することのできる休養室又は休養所を、「男女別」に設けなければならない。	×	常時「30人以上」又は常時「女性20人以上」ではなく、常時【50人以上】又は常時【女性30人以上】である。 (労働安全衛生規則 618 条)
112	事業者は、日常行う清掃のほか、大掃除を、「6か月以内ごとに1回」、定期的に、統一的行わなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 619 条 1 号)
113	事業者は、「ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路」並びに「ねずみ、昆虫等による被害の状況」について、「1年以内ごとに1回」、定期的に、統一的に調査を実施し、その調査結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。	×	「1年以内ごとに1回」ではなく、【6か月以内ごとに1回】である。 (労働安全衛生規則 619 条 2 号)
114	事業者は、事業場に付属する食堂の床面積を、食事の際の1人について、「1㎡」以上としなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 630 条 3 号)
115	事業者は、事業場に付属する食堂の「炊事従業員」について、専用の「便所」を設けなければならないが、「休憩室」に関しては、一般従業員と共用にすることができる。	×	専用の「便所」だけでなく、炊事従業員専用の「休憩室」も設けなければならない。 (労働安全衛生規則 630 条 11 号)

No.	問 題	正 答	解 説
116	事業者は、事業場に付属する炊事場には、炊事場専用の履物を備え、土足のまま立ち入らせてはならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 630 条 15 号)
117	事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、「6 か月以内ごとに 1 回」、定期的に、点検しなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生規則 605 条 2 項)
118	事業者は、機械による換気のための設備について、「6 か月以内ごとに 1 回」、定期的に、異常の有無を点検しなければならない。	×	「6 か月以内ごとに 1 回」ではなく、【2 か月以内ごとに 1 回】である。 (事務所衛生基準規則 9 条)
119	事業者は、燃焼器具（発熱量が著しく少ないものを除く。）を使用するときは、「毎日」、当該器具の異常の有無を点検しなければならない。	○	正しい。 (事務所衛生基準規則 6 条 2 項)
120	事業者は、中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の事務室について、「1 か月以内ごとに 1 回」、定期的に、空気中の「一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率」を測定しなければならない。	×	「1 か月以内ごとに 1 回」ではなく、【2 か月以内ごとに 1 回】である。 (事務所衛生基準規則 7 条 1 項 1 号)
121	事業者は、事務室の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行ったときは、その事務室における空気中の「ホルムアルデヒド」の濃度について、「1 年以内ごとに 1 回」、定期的に、測定しなければならない。	×	「1 年以内ごとに 1 回」ではなく、【その事務室の使用開始後所定の時期（使用を開始した日以後最初に到来する 6 月から 9 月までの期間）に 1 回】、測定しなければならない。 (事務所衛生基準規則 7 条の 2)

No.	問 題	正 答	解 説
122	事業者は、空気調和設備の加湿装置について、原則として、「1 か月以内ごとに1 回」、定期に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行わなければならない。	○	正しい。 (事務所衛生基準規則 9 条の 2 第 3 号)
123	事業者は、空気調和設備内に設けられた排水受けについて、原則として、「6 か月以内ごとに1 回」、定期に、その汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行わなければならない。	×	「6 か月以内ごとに1 回」ではなく、【1 か月以内ごとに1 回】である。 (事務所衛生基準規則 9 条の 2 第 4 号)
124	事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が「1 5℃以上 2 6℃以下」になるように努めなければならない。	×	「1 5℃以上 2 6℃以下」ではなく、【1 7℃以上 2 8℃以下】である。 (事務所衛生基準規則 5 条 3 項)
125	事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の相対湿度が「3 0 %以上 6 0 %以下」になるように努めなければならない。	×	「3 0 %以上 6 0 %以下」ではなく、【4 0 %以上 7 0 %以下】である。 (事務所衛生基準規則 5 条 3 項)
126	生後満 1 年に達しない生児を育てる女性労働者は、「休憩時間のほかに」、その生児を育てるための時間を請求することができる。	○	正しい。 (労働基準法 67 条 1 項)
127	生後満 1 年に達しない生児を育てる女性労働者は、「1 日 2 回」各々少なくとも「2 0 分」、その生児を育てるための時間を請求することができる。	×	「2 0 分」ではなく、【3 0 分】である。 (労働基準法 67 条 1 項)
128	使用者は、生後満 1 年に達しない生児を育てる女性労働者から請求がなければ、その生児を育てるための時間を与える必要はない。	○	正しい。 (労働基準法 67 条 1 項)

No.	問 題	正 答	解 説
129	使用者は、生後満1年に達しない生児を育てる女性労働者から、その生児を育てるための時間を勤務時間の始め又は終わりに請求されたとしても、これを拒否することができない。	○	正しい。女性労働者が請求した時間に与えなければならない。 (労働基準法 67 条 1 項、昭 33.6.25 基収 4317 号)
130	女性労働者は、子が生後「満2年」に達するまで、「休憩時間のほかに」、育児のために必要な時間を請求することができる。	×	このような規定はない。なお、生後「満1年」に達するまでは、「休憩時間のほかに」、「1日2回」各々少なくとも「30分」、育児のために必要な時間を請求することができる。 (労働基準法 67 条 1 項)
131	使用者は、生後満1年に達しない生児を育てる女性労働者に、その生児を育てるための時間を与えたときは、当該育児のための時間は「有給」としなければならない。	×	このような規定はない。 (労働基準法 67 条 1 項、昭 33.6.25 基収 4317 号)
132	使用者は、労働基準法に定める育児時間中は、その女性労働者を使用してはならない。	○	正しい。 (労働基準法 67 条 2 項)
133	使用者は、労働基準法に定める「妊産婦」が、労働基準法上の管理監督者等に該当する場合には、当該「妊産婦」に時間外労働又は休日労働をさせることができる。	○	正しい。労働基準法上の管理監督者等に該当する者については、労働時間及び休日に関する規定が適用されないため、労働基準法に定める「妊産婦」であっても、時間外労働又は休日労働をさせることができる。 (労働基準法 41 条 2 号)
134	労働基準法に定める「妊産婦」とは、「産前6週間から産後8週間までの間にある女性」をいう。	×	労働基準法に定める「妊産婦」とは、【妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性】をいう。 (労働基準法 64 条の3 第1項)

No.	問 題	正 答	解 説
135	使用者は、「妊娠中の女性」が請求した場合においては、他の「軽易な業務」に転換させなければならない。	○	正しい。 (労働基準法 65 条 3 項)
136	使用者は、「1 カ月単位の変形労働時間制」を採用している場合においては、労働基準法に定める「妊産婦」が請求した場合であっても、1 週間の労働時間が平均して 40 時間以下であれば、1 日及び 1 週間の法定労働時間を超えて労働させることができる。	×	「1 カ月単位の変形労働時間制」を採用している場合であっても、労働基準法に定める「妊産婦」が請求した場合には、労働基準法上の管理監督者等に該当する場合を除き、1 週 40 時間、1 日 8 時間を超えて労働させることはできない。 (労働基準法 66 条 1 項)
137	使用者は、「1 年単位の変形労働時間制」を採用している場合においては、労働基準法に定める「妊産婦」が請求した場合であっても、1 週間の労働時間が平均して 40 時間以下であれば、「1 週 52 時間」、「1 日 10 時間」までは労働させることができる。	×	「1 年単位の変形労働時間制」を採用している場合であっても、労働基準法に定める「妊産婦」が請求した場合には、労働基準法上の管理監督者等に該当する場合を除き、1 週 40 時間、1 日 8 時間を超えて労働させることはできない。 (労働基準法 66 条 1 項)
138	使用者は、労働基準法に定める「妊産婦」が請求した場合には、労働基準法上の管理監督者等に該当する場合を除き、時間外労働又は休日労働をさせることはできない。	○	正しい。 (労働基準法 66 条 2 項)

No.	問 題	正 答	解 説
139	使用者は、時間外・休日労働に関する労使協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ている場合においては、労働基準法に定める「妊産婦」が請求した場合であっても、当該「妊産婦」に時間外労働又は休日労働をさせることができる。	×	「妊産婦」が請求した場合には、時間外・休日労働に関する労使協定の有無にかかわらず、労働基準法上の管理監督者等に該当する場合を除き、時間外労働又は休日労働をさせることはできない。 (労働基準法 66 条 2 項)
140	使用者は、労働基準法に定める「妊産婦」であったとしても、フレックスタイム制による労働をさせることができる。	○	正しい。労働基準法上、「妊産婦」に対するフレックスタイム制の適用についての制限はない。 (労働基準法 66 条)
141	使用者は、労働基準法に定める「妊産婦」が請求した場合においては、労働基準法上の管理監督者等に該当する場合であっても、「深夜業」をさせてはならない。	○	正しい。 (労働基準法 66 条 3 項)
142	使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。	○	正しい。 (労働基準法 68 条)
143	使用者は、週の所定労働時間が「30 時間以上」の者で、雇入れの日から起算して「3 年 6 か月」継続勤務し、直前の 1 年間に全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、「12 日」の年次有給休暇を新たに与えなければならない。	×	「12 日」ではなく、【14 日】である。 (労働基準法 39 条 2 項)

No.	問 題	正 答	解 説
144	使用者は、週の所定労働時間が「30時間以上」の労働者について、雇入れの日から起算して「6年6か月」継続勤務し、直前の1年間に全労働日の8割以上出勤した場合には、「20日」の年次有給休暇を新たに与えなければならない。	○	正しい。 (労働基準法 39 条 2 項)
145	使用者は、週の所定労働時間が「25時間」、週の所定労働日数が「4日」である労働者について、雇入れの日から起算して「3年6か月」継続勤務し、直前の1年間に全労働日の8割以上出勤した場合には、「8日」の年次有給休暇を新たに与えなければならない。	×	「8日」で足りず、【10日】与えなければならない。 (労働基準法 39 条 3 項、労働基準法施行規則 24 条の 3 第 3 項)
146	使用者は、労働者の過半数で組織する労働組合（労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者）と書面による協定を締結することにより、対象労働者が請求したときは、「5日」を限度として、年次有給休暇を「時間単位」で与えることができる。	○	正しい。 (労働基準法 39 条 4 項)
147	使用者は、労働者の過半数で組織する労働組合（労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者）と書面による協定を締結したときは、有給休暇の付与日数にかかわらず、時季を定めて年次有給休暇を与えることができる。	×	労使協定により、年次有給休暇の計画的付与を行うことができるのは、有給休暇の付与日数のうち【5日を超える部分】に限られている。 (労働基準法 39 条 6 項)

No.	問 題	正 答	解 説
148	使用者は、年次有給休暇の期間については、所定労働時間労働した場合に支払われる「通常の賃金」を支払わなければならない。	×	所定労働時間労働した場合に支払われる「通常の賃金」以外にも、「平均賃金」又は労使協定を締結することにより、健康保険法に定める「標準報酬日額」に相当する金額のいずれかの方法によって支払うことも可能である。 (労働基準法 39 条 9 項)
149	年次有給休暇の付与に係る「出勤率」の算定にあたり、法令に基づく「育児休業又は介護休業をした期間」については、「出勤しなかった」ものとして取り扱わなければならない。	×	法令に基づく「育児休業又は介護休業をした期間」については、【出勤した】ものとして取り扱わなければならない。 (労働基準法 39 条 10 項)
150	年次有給休暇の請求権は、これを行行使できる時から「2 年間」行わない場合には、時効によって消滅する。	○	正しい。 (労働基準法 115 条)

関係法令 ②（有害業務）

No.	問 題	正 答	解 説
1	常時「１００人以上」の労働者を使用する「製造業」の事業場では、法令上、「総括安全衛生管理者」の選任が義務付けられている。	×	常時「１００人以上」ではなく、常時【３００人以上】である。 (労働安全衛生法施行令２条２号)
2	特定化学物質のうち、「第三類物質」を製造し、又は取り扱う作業を行う場合（試験研究の業務を除く。）には、「特定化学物質作業主任者」を選任する必要はない。	×	特定化学物質うち、第一類物質、第二類物質及び「第三類物質」を製造し、又は取り扱う作業を行う場合（試験研究の業務を除く。）には、「特定化学物質作業主任者」を選任しなければならない。 (労働安全衛生法 14 条、安全衛生法施行令 6 条 18 号)
3	常時「５００人を超える」労働者を使用し、そのうち、「多量の高熱物体を取り扱う業務」に、常時「１０人以上」の労働者を従事させる事業場では、衛生管理者のうち少なくとも１人を「専任」の衛生管理者としなければならない。	×	「多量の高熱物体を取り扱う業務」に、常時【３０人以上】の労働者を従事させる事業場でなければ、衛生管理者のうち少なくとも１人を「専任」の衛生管理者としなくてもよい。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 5 号)
4	常時「５００人を超える」労働者を使用し、そのうち、「有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務」に、常時「３０人以上」の労働者を従事させる事業場では、衛生管理者のうち少なくとも１人を「専任」の衛生管理者としなければならない。	○	正しい。なお、設問の「有害物」には、鉛、水銀、クロム、一酸化炭素等がある。 (労働安全衛生規則 7 条 1 項 5 号)

No.	問 題	正 答	解 説
5	常時「500人を超える」労働者を使用し、「多量の高熱物体を取り扱う業務」に、常時「10人以上」の労働者を従事させる事業場では、衛生管理者のうち1人を「衛生工学衛生管理者免許」を受けた者のうちから選任しなければならない。	×	常時「10人以上」ではなく、常時【30人以上】である。 (労働安全衛生規則7条1項6号)
6	「深夜業を含む業務」に、常時「300人以上」の労働者を使用する事業場では、その事業場に「専属」の産業医を選任しなければならない。	×	「300人以上」ではなく、【500人以上】である。 (労働安全衛生規則13条1項3号ヌ)
7	常時800人の労働者を使用し、そのうち、「著しく暑熱な場所における業務」に、常時「20人」の労働者を従事させる事業場では、衛生管理者のなかに「専任」の衛生管理者がいなくても法令違反ではない。	○	正しい。「著しく暑熱な場所における業務」に、常時【30人以上】の労働者を従事させる事業場でなければ、衛生管理者のうち少なくとも1人を「専任」の衛生管理者としなくてもよい。 (労働安全衛生規則7条1項5号)
8	常時600人の労働者を使用し、そのうち、「多量の低温物質を取り扱う業務」に、常時「40人」の労働者を従事させる事業場では、衛生管理者のなかに「専任」の衛生管理者がいなくても法令違反ではない。	×	「多量の低温物質を取り扱う業務」に、常時【30人以上】の労働者を従事させる事業場では、衛生管理者のうち少なくとも1人を「専任」の衛生管理者としなければならない。 (労働安全衛生規則7条1項5号)
9	常時800人の労働者を使用し、「著しく暑熱な場所における業務」に、常時「20人」の労働者を従事させる事業場では、衛生管理者のうち1人を「衛生工学衛生管理者免許」を受けた者のうちから選任しなければ、法令違反となる。	×	「著しく暑熱な場所における業務」に、常時【30人以上】の労働者を従事させる事業場でなければ、衛生管理者のうち1人を「衛生工学衛生管理者免許」を受けた者のうちから選任する必要はない。 (労働安全衛生規則7条1項6号)

No.	問 題	正 答	解 説
10	常時600人の労働者を使用し、「多量の低温物体を取り扱う業務」に、常時「40人」の労働者を従事させる事業場では、衛生管理者のうち1人を「衛生工学衛生管理者免許」を受けた者のうちから選任しなければ、法令違反となる。	×	「多量の低温物体を取り扱う業務」は、衛生管理者のうち1人を「衛生工学衛生管理者免許」を受けた者のうちから選任しなければならない業務に該当しないため、法令違反とはならない。 (労働基準法施行規則第18条第2号、労働安全衛生規則7条1項6号)
11	屋内作業場における「アーク溶接の作業」を行う場合には、法令上、「作業主任者」の選任が義務付けられている。	×	「アーク溶接の作業」は、法令上、「作業主任者」の選任が義務付けられていない。 (労働安全衛生法施行令6条)
12	「試験研究業務」として、「塩素を取り扱う作業」を行う場合には、法令上、「作業主任者」の選任が義務付けられている。	×	「試験研究業務」として、塩素やベンゼンなどの「特定化学物質を取り扱う作業」を行う場合は、法令上、「作業主任者」の選任が必要な業務から除かれている。 (労働安全衛生法施行令6条18号)
13	製造工程において「硝酸を用いて行う洗浄の作業」を行う場合には、法令上、「作業主任者」の選任が義務付けられている。	○	正しい。 (労働安全衛生法施行令6条18号、令別表第三3号)
14	鉛蓄電池を解体する工程において人力で「鉛等を運搬する業務に係る作業」を行う場合には、法令上、「作業主任者」の選任が義務付けられている。	○	正しい。 (労働安全衛生法施行令6条19号、令別表第四3号)
15	酒類を入れたことのある「醸造槽の内部における作業」を行う場合には、法令上、「作業主任者」の選任が義務付けられている。	○	正しい。 (労働安全衛生法施行令6条21号、令別表第六8号)

No.	問 題	正 答	解 説
16	事業者は、屋内の、フライアッシュを袋詰めする箇所に設けた「プッシュプル型換気装置」については、「1年以内ごとに1回」、定期的に、自主検査を行わなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法施行令 15 条 1 項 9 号、粉じん障害防止規則 4 条、17 条、則別表第二 9 号)
17	事業者は、硝酸、塩化水素等の特定化学物質を取り扱う「特定化学設備」については、「1年以内ごとに1回」、定期的に、自主検査を行わなければならない。	×	「1年以内ごとに1回」ではなく、 【2年以内ごとに1回】 である。 (労働安全衛生法施行令 15 条 1 項 10 号、特定化学物質障害予防規則 31 条 1 項)
18	事業者は、「鉛業務」に常時従事する労働者に対して、定期的に、「尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査」について、医師による健康診断を行わなければならない。	○	正しい。 (鉛中毒予防規則 53 条 1 項 6 号)
19	ハロゲンガス用「防毒マスク」は、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 42 条、法別表第二 9 号)
20	「電動ファン付き呼吸用保護具」は、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 42 条、法別表第二 16 号)
21	「送気マスク」は、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。	×	「送気マスク」は、譲渡等の制限等の対象となる機械等として規定されていない。 (労働安全衛生法 42 条、労働安全衛生法施行令 13 条)
22	「防音保護具」は、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。	×	「防音保護具」は、譲渡等の制限等の対象となる機械等として規定されていない。 (労働安全衛生法 42 条、労働安全衛生法施行令 13 条)

No.	問 題	正 答	解 説
23	「放射線測定器」は、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。	×	「放射線測定器」は、譲渡等の制限等の対象となる機械等として規定されていない。 (労働安全衛生法 42 条、労働安全衛生法施行令 13 条)
24	「工業用ガンマ線照射装置」は、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 42 条、労働安全衛生法施行令 13 条 3 項 23 号)
25	検知管方式による「一酸化炭素検定器」は、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。	×	検知管方式による「一酸化炭素検定器」は、譲渡等の制限等の対象となる機械等として規定されていない。 (労働安全衛生法 42 条、労働安全衛生法施行令 13 条)
26	「化学防護服」は、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。	×	「化学防護服」は、譲渡等の制限等の対象となる機械等として規定されていない。 (労働安全衛生法 42 条、労働安全衛生法施行令 13 条)
27	「防振手袋」は、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。	×	「防振手袋」は、譲渡等の制限等の対象となる機械等として規定されていない。 (労働安全衛生法 42 条、労働安全衛生法施行令 13 条)
28	「特定エックス線装置」は、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 42 条、労働安全衛生法施行令 13 条 3 項 22 号)
29	「ジアニシジン」を製造しようとする者は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 56 条 1 項、労働安全衛生法施行令 17 条、令別表第三 1 号 5)

No.	問 題	正 答	解 説
30	「ベリリウム化合物」を製造しようとする者は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 56 条 1 項、労働安全衛生法施行令 17 条、令別表第三 1 号 6)
31	「オルトーフタロジニトリル」を製造しようとする者は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。	×	「オルトーフタロジニトリル」は、製造の許可を必要とする化学物質として規定されていない。 (労働安全衛生法 56 条 1 項、労働安全衛生法施行令 17 条)
32	「エチレンオキシド」を製造しようとする者は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。	×	「エチレンオキシド」は、製造の許可を必要とする化学物質として規定されていない。 (労働安全衛生法 56 条 1 項、労働安全衛生法施行令 17 条)
33	事業者は、特定化学物質のうち「第二類物質」を取り扱う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、法令に基づく「安全又は衛生のための特別の教育」を行わなければならない。	×	特定化学物質のうち「第二類物質」を取り扱う作業に係る業務は、法令に基づく「安全又は衛生のための特別の教育」を行わなければならない業務として規定されていない。 (労働安全衛生法 59 条 3 項、労働安全衛生規則 36 条)
34	事業者は、「エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の業務」に労働者を就かせるときは、法令に基づく「安全又は衛生のための特別の教育」を行わなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 59 条 3 項、労働安全衛生規則 36 条 28 号)
35	事業者は、「第二種有機溶剤等を取り扱う業務」に労働者を就かせるときは、法令に基づく「安全又は衛生のための特別の教育」を行わなければならない。	×	「第二種有機溶剤等を取り扱う業務」は、法令に基づく「安全又は衛生のための特別の教育」を行わなければならない業務として規定されていない。 (労働安全衛生法 59 条 3 項、労働安全衛生規則 36 条)

No.	問 題	正 答	解 説
36	事業者は、「チェーンソーを用いて行う造材の業務」に労働者を就かせるときは、法令に基づく「安全又は衛生のための特別の教育」を行わなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 59 条 3 項、労働安全衛生規則 36 条 8 号)
37	「ビス(クロロメチル)エーテルを取り扱う業務」に「3 年以上」従事した者については、離職の際に又は離職の後に、法令に基づく「健康管理手帳」の交付対象となる。	○	正しい。 (労働安全衛生法 67 条 1 項、労働安全衛生法施行令 23 条 7 号)
38	労働安全衛生法に基づく技能講習を修了することにより、「高圧室内作業主任者」の免許を受けることができる。	×	「高圧室内作業主任者」の免許を受けられることができる者は、高圧室内業務に「2 年以上」従事した者であって、「高圧室内作業主任者免許試験に合格」したもの、その他厚生労働大臣が定める者でなければならない。 (高気圧作業安全衛生規則 47 条)
39	事業者は、「シアン化ナトリウム」を含有する排液については、「中和方式」若しくは「活性汚泥方式」による排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設けなければならない。	×	「中和方式」ではなく、【酸化・還元方式】若しくは「活性汚泥方式」である。 (特定化学物質障害予防規則 11 条 1 項)
40	事業者は、石綿等を常時取り扱う作業場の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、「1 か月に 1 回以上」、掃除を行わなければならない。	×	「1 か月に 1 回以上」ではなく、【毎日 1 回以上】である。 (石綿障害予防規則 30 条)
41	事業者は、有機溶剤等を製造する工程で有機溶剤等の混合の業務を行う屋内作業場における空気中の「トルエン濃度」の測定を行うときは、「作業環境測定士」に測定を実施させなければならない。	○	正しい。 (労働安全衛生法 65 条 1 項、労働安全衛生法施行令 21 条 10 号、令別表第六の二 37 号、作業環境測定法 3 条 1 項)

No.	問 題	正 答	解 説
42	事業者は、多量のドライアイスを取り扱う屋内作業場について、「1 か月以内ごとに1 回」、定期的に、「気温及び湿度」を測定しなければならない。	×	「1 か月以内ごとに1 回」ではなく、【半月以内ごとに1 回】である。 (労働安全衛生法 65 条 1 項、労働安全衛生法施行令 21 条 2 号、労働安全衛生規則 587 条 11 号、607 条 1 項)
43	事業者は、チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場について、「1 年以内ごとに1 回」、定期的に、「等価騒音レベル」を測定しなければならない。	×	「1 年以内ごとに1 回」ではなく、【6 か月以内ごとに1 回】である。 (労働安全衛生法 65 条 1 項、労働安全衛生法施行令 21 条 3 号、労働安全衛生規則 588 条 7 号、590 条 1 項)
44	事業者は、非密封の放射性物質を取り扱う作業室における「空気中の放射性物質の濃度」を、「3 か月以内ごとに1 回」、定期的に、放射線測定器を用いて測定しなければならない。	×	「3 か月以内ごとに1 回」ではなく、【1 か月以内ごとに1 回】である。 (労働安全衛生法 65 条 1 項、労働安全衛生法施行令 21 条 6 号、電離放射線障害防止規則 53 条 2 号、55 条)
45	事業者は、屋内作業場等における有機溶剤業務（有機溶剤の許容消費量を超えない業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、「1 年以内ごとに1 回」、定期的に、医師による健康診断を行わなければならない。	×	「1 年以内ごとに1 回」ではなく、【6 か月以内ごとに1 回】である。 (労働安全衛生法 66 条 2 項、有機溶剤中毒予防規則 29 条 2 項)
46	屋内作業場において、第二種有機溶剤等を使用して常時洗浄作業を行う場合、作業場所に設ける局所排気装置が「外付け式フード」である場合には、「0.4 m/s」の制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。	×	「外付け式フード」の型式が、「側方吸引型」及び「下方吸引型」である場合には【0.5 m/s】、「上方吸引型」である場合には【1.0 m/s】でなければならない。 (有機溶剤中毒予防規則 16 条 1 項)
47	屋内作業場において、第二種有機溶剤等を使用して常時洗浄作業を行う場合、作業場所に設ける局所排気装置が「囲い式フード」である場合には、「0.4 m/s」の制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。	○	正しい。 (有機溶剤中毒予防規則 16 条 1 項)

No.	問 題	正 答	解 説
48	事業者は、屋内作業場において、第二種有機溶剤等を使用して常時洗浄作業を行う場合には、作業場所に設けた「プッシュプル型換気装置」について、1年を超える期間使用しない場合を除き、「6か月以内ごとに1回」、定期的に、自主検査を行わなければならない。	×	「6か月以内ごとに1回」ではなく、【1年以内ごとに1回】である。 (有機溶剤中毒予防規則 20 条、20 条の 2)
49	屋内において、フライアッシュを袋詰めする箇所における作業は、法令上、「特定粉じん作業」に該当する。	○	正しい。 (粉じん障害防止規則 2 条 1 項、則別表第二 9 号)
50	事業者は、常時「特定粉じん作業」を行う屋内作業場について、「6か月以内ごとに1回」、定期的に、空気中の粉じんの濃度を測定しなければならない。	○	正しい。 (粉じん障害防止規則 26 条 1 項)
51	事業者は、「特定粉じん作業」以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、「全体換気装置」による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。	○	正しい。 (粉じん障害防止規則 5 条)
52	事業者は、粉じん作業を行う屋内の作業場所については、「毎日1回以上」、清掃を行わなければならない。	○	正しい。 (粉じん障害防止規則 24 条 1 項)
53	事業者は、常時「特定粉じん作業」を行う屋内作業場について、空気中の粉じん濃度の測定を行ったときは、測定結果等を記録して、これを「10年間」保存しなければならない。	×	「10年間」ではなく、【7年間】である。 (粉じん障害防止規則 26 条 8 項)

No.	問 題	正 答	解 説
54	事業者は、ボイラー製造等「強烈な騒音を発する場所」については、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。	×	「強烈な騒音を発する場所」は、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない場所として規定されていない。 (労働安全衛生規則 585 条)
55	事業者は、炭酸ガス（二酸化炭素）濃度が「0.15%」を超える場所については、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。	×	炭酸ガス（二酸化炭素）濃度が「0.15%」ではなく、炭酸ガス（二酸化炭素）濃度が【1.5%】を超える場所である。 (労働安全衛生規則 585 条 4 号)
56	事業者は、「第一種酸素欠乏危険作業」を行う作業場について、「毎日1回以上」、当該作業場における空気中の酸素濃度を測定しなければならない。	×	「毎日1回以上」ではなく、【その日の作業を開始する前に】である。 (労働安全衛生法施行令 21 条 9 号、酸素欠乏症等防止規則 2 条 7 号、3 条 1 項)
57	「し尿、汚水等を入れたことのあるピットの内部における作業」は、「第一種酸素欠乏危険作業」に該当する。	×	「し尿、汚水等を入れたことのあるピットの内部における作業」は、酸素欠乏症等防止規則第 2 条第 8 号の規定により、【第二種酸素欠乏危険作業】に該当する。 (労働安全衛生法施行令 21 条 9 号、令別表第六 9 号、酸素欠乏症等防止規則 2 条 8 号)
58	「果菜の熟成のために使用している倉庫の内部における作業」は、「第一種酸素欠乏危険作業」に該当する。	○	正しい。 (労働安全衛生法施行令 21 条 9 号、令別表第六 7 号、酸素欠乏症等防止規則 2 条 7 号)
59	「ドライアイスを使用して冷蔵を行っている保冷貨物自動車の内部における作業」は、「第一種酸素欠乏危険作業」に該当する。	○	正しい。 (労働安全衛生法施行令 21 条 9 号、令別表第六 10 号、酸素欠乏症等防止規則 2 条 7 号)

No.	問 題	正 答	解 説
60	「海水が滞留したことのあるピットの内部における作業」は、「第一種酸素欠乏危険作業」に該当する。	×	「海水が滞留したことのあるピットの内部における作業」は、酸素欠乏症等防止規則第2条第8号の規定により、【第二種酸素欠乏危険作業】に該当する。 (労働安全衛生法施行令21条9号、令別表第63号の3、酸素欠乏症等防止規則2条8号)
61	事業者は、定期の「有機溶剤等健康診断」を行ったときは、その結果について所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。	○	正しい。 (有機溶剤中毒予防規則30条の3)
62	使用者は、全ての女性労働者について、「20kgの重量物を継続的に取り扱う業務」に就かせてはならない。	○	正しい。 (労働基準法64条の3第2項、女性労働基準規則2条1項1号、3条)
63	使用者は、満18歳に満たない者について、「10kgの重量物を断続的に取り扱う業務」に就かせてはならない。	×	「10kgの重量物を断続的に取り扱う業務」は、満18歳に満たない者に就かせてはならない業務として規定されていない。 (労働基準法62条1項、年少者労働基準規則7条)
64	使用者は、満18歳に満たない者について、「赤外線又は紫外線にさらされる業務」に就かせてはならない。	×	「赤外線又は紫外線にさらされる業務」は、満18歳に満たない者に就かせてはならない業務として規定されていない。 (労働基準法62条、年少者労働基準規則8条)
65	「異常気圧下における業務」については、労働基準法に基づく時間外労働に関する協定を締結し、これを「所轄労働基準監督署長」に届け出た場合であっても、「1日2時間」を超えて労働時間を延長することはできない。	○	正しい。 (労働基準法36条6項1号、労働基準法施行規則18条5号)

労働衛生 ①

No.	問 題	正 答	解 説
1	事務室における必要換気量（ m^3/h ）は、 「在室者全員が1時間に呼出する二酸化炭素量（ m^3/h ）／（室内二酸化炭素基準濃度（ppm）－外気の二酸化炭素濃度（ppm））×100」で求められる。	×	1 ppm は、0.0001%であるため、最後に「100」ではなく、 【1, 000, 000】 を掛ける。なお、「%」を単位として計算する場合には、「100」が正解となる。
2	一般作業環境において機械換気を行う場合の必要換気量（ m^3/h ）を算出する計算式では、一般に、室内二酸化炭素基準濃度（%）として、「0.1」が用いられる。	○	正しい。
3	温度感覚を左右する環境要素には、「気温」、「湿度」、「気流」及び「輻射熱（放射熱）」の「4つの要素」がある。	○	正しい。
4	実効温度は、「気温」、「湿度」及び「気圧」の「3つの要素」で表される。	×	「気圧」ではなく、 【気流】 である。なお、実効温度は、人の温熱感に基礎を置いた指標で「感覚温度」ともいう。
5	WBGT（湿球黒球温度）とは、暑熱環境による熱ストレスの評価に用いられる指標であり、熱中症予防の指標として使用されている。	○	正しい。
6	算出した WBGT の値が、「基準値未満」である場合には、熱中症が発生する「リスクが高まっている」と評価される。	×	「基準値未満」である場合には、熱中症が発生する 【リスクが低い】 と評価される。

No.	問 題	正 答	解 説
7	WBGT は、屋外で太陽照射がある場合には、 「 $0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$ 」 という計算式により算出される。	○	正しい。
8	WBGT は、屋内では、 「 $0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{乾球温度}$ 」 という計算式により算出される。	×	WBGT は、「屋内」又は「屋外で太陽照射のない場合」には、 「 $0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{【黒球温度】}$ 」 という計算式で算出される。「乾球温度」ではない。
9	「相対湿度」とは、日常生活で用いられる「湿度」のことであり、空気中の水蒸気量とその温度における飽和水蒸気量との比を「%」で示したものである。	○	正しい。
10	前方から明かりを採るときは、眼と光源を結ぶ線と視線とで作る角度が、「 30° 以上」になるようにする。	○	正しい。
11	全般照明と局部照明を併用する場合、全般照明による照度は、局部照明による照度の「 5 分の 1 以上」にする。	×	「 5 分の 1 以上」ではなく、【 10 分の 1 （ 10% ）以上】で足りる。
12	1 ルクスとは、光度 1 カンデラの光源から「 0.5 m 」離れた所で、その光の光軸に垂直な面が受ける明るさに相当する。	×	「 0.5 m 」ではなく、【 1 m 】である。
13	室内の彩色では、「彩度」を高くし過ぎると交感神経の緊張を引き起こし、長時間にわたる場合には疲労を招きやすい。	○	正しい。
14	部屋の彩色に当たり、目の高さより上の壁及び天井は、「暗い色」にする とよい。	×	目の高さより上の壁及び天井は、 【明るい色】にする とよい。

No.	問 題	正 答	解 説
15	部屋の彩色に当たり、目の高さより下の壁などは、「明るい色」にするとよい。	×	目の高さより下の壁などは、【濁色】にするとよい。
16	立体視を必要とする作業には、適度な影が必要である。	○	正しい。影のできない照明では、立体感をつかみにくい。
17	厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」では、メンタルヘルスケアは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「同僚によるケア」の「3つのケア」が継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要である、とされている。	×	指針では、「セルフケア」、「ラインによるケア」、【事業場内産業保健スタッフ等によるケア】、【事業場外資源によるケア】の【4つのケア】が示されており、この中に「同僚によるケア」は含まれていない。
18	厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」では、事業者は、「心の健康づくり計画」を策定するに当たっては、産業医の意見を聴くことが必要であるとされているが、衛生委員会等において十分調査審議を行うことまでは求められていない。	×	指針では、事業者は、「心の健康づくり計画」を策定するに当たっては、衛生委員会等（衛生委員会又は安全衛生委員会をいう。）において十分調査審議を行うことが必要である、とされている。
19	厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」では、「心の健康づくり計画」は、各事業場における労働安全衛生に関する計画の中に位置付けることが望ましい、とされている。	○	正しい。
20	厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」では、「心の健康づくり計画」で定めるべき事項として、「事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること」が掲げられている。	○	正しい。

No.	問 題	正 答	解 説
21	厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」では、心の健康づくりを推進するためには、「事業者」が労働者のストレスに気づき、これに対処するための知識、方法を身につけ、それを実施することが重要である、とされている。	×	指針では、心の健康づくりを推進するためには、セルフケア、すなわち、【労働者自身】がストレスに気づき、これに対処するための知識、方法を身につけ、それを実施することが重要である、とされている。
22	厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」において、「一次予防」とは、メンタルヘルス不調を「早期に発見すること」である。	×	「一次予防」とは、ストレスチェック制度の活用や職場環境等の改善を通じて、メンタルヘルス不調を【未然に防止すること】である。
23	厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」において、「二次予防」とは、メンタルヘルス不調を早期に発見し、「適切な措置を行うこと」である。	○	正しい。
24	厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」において、「三次予防」とは、メンタルヘルス不調となった労働者の「職場復帰の支援等を行うこと」である。	○	正しい。
25	厚生労働省の「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」において、快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し、考慮すべき事項として、「経営者の意向の反映」が挙げられている。	×	【経営者の意向の反映】は、考慮すべき事項として挙げられていない。
26	厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」では、「健康保持増進計画」に定める事項として、「事業場内健康保持増進体制の整備に関すること」が示されている。	○	正しい。

No.	問 題	正 答	解 説
27	厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」では、「健康測定」は、健康診断と異なり、原則として「運動指導担当者」が中心となつて行う、とされている。	×	指針では、「健康測定」は、原則として【産業医】が中心となつて行うものとされている。
28	厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」では、「運動指導担当者」は、健康測定の結果に基づき、個々の労働者に対して、具体的な運動プログラムを作成し、運動実践を行うに当たつての指導を行う、とされている。	○	正しい。
29	厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」では、「産業栄養指導担当者」は、健康測定の結果及び産業医の指導票に基づき、「喫煙」及び「飲酒」等に関し、健康的な生活への指導及び教育を行う、とされている。	×	指針では、設問のような保健指導は、「産業栄養指導担当者」ではなく、【産業保健指導担当者】が行う、とされている。
30	厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」では、事業者が健康保持増進措置を実施するためのスタッフを確保することが困難な場合には、労働者健康保持増進サービス機関などに委託して実施することも適当である、とされている。	○	正しい。
31	労働者の健康保持増進のために行う健康測定における運動機能検査項目のうち、「柔軟性」の測定には、「上体起こし」が用いられる。	×	「柔軟性」の測定には、【長座位体前屈】が用いられる。

No.	問 題	正 答	解 説
32	労働者の健康保持増進のために行う健康測定における運動機能検査項目のうち、「全身持久性」の測定には、「最大酸素摂取量」が用いられる。	○	正しい。
33	厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」によると、ディスプレイは、おおむね「30 cm 以上」の視距離が確保できるようにし、その画面の上端が眼の高さとほぼ同じか、やや下になる高さにすることが望ましい。	×	おおむね【40 cm 以上】の視距離が確保できるようにする。
34	厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」によると、ディスプレイを用いる場合のディスプレイ画面上における照度は、「500ルクス以上」になるようにする。	×	「500ルクス以上」ではなく、【500ルクス以下】になるようにする。
35	厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」によると、ディスプレイを用いる場合における書類上及びキーボード上の照度は、「300ルクス以上」を目安とし、作業しやすい照度とする。	○	正しい。
36	厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」によると、情報機器作業については、一連続作業時間が「1時間」を超えないようにし、次の連続作業までの間に「5分以上」の作業休止時間を設けるようにする。	×	一連続作業時間が「1時間」を超えないようにし、次の連続作業までの間に【10分～15分】の作業休止時間を設け、かつ、一連続作業時間内において「1～2回」程度の小休止を設けるようにする。

No.	問 題	正 答	解 説
37	厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」では、満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね「30%以下」となるように努めること、とされている。	×	体重のおおむね【40%以下】となるように努めること、とされている。
38	厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」では、「腰部保護ベルト」は、個人により効果が異なるため、一律に使用するのではなく、個人ごとに効果を確認してから使用の適否を判断すること、とされている。	○	正しい。
39	厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」では、「腰掛け作業」をする場合の作業姿勢は、椅子に深く腰を掛けて、背もたれで体幹を支え、履物の足裏全体が床に接する姿勢を基本とすること、とされている。	○	正しい。
40	厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」では、「重量物取扱い作業」に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後「1年以内ごとに1回」、定期的に、医師による「腰痛の健康診断」を実施すること、とされている。	×	「1年以内ごとに1回」ではなく、【6か月以内ごとに1回】である。
41	一次救命処置における「口対口人工呼吸」では、1回の呼気の吹き込みの目安は、傷病者の胸の上がりが確認できる程度とし、「約3秒」かけて行う。	×	1回の呼気の吹き込みは、【約1秒】かけて行う。

No.	問 題	正 答	解 説
42	一次救命処置における「胸骨圧迫」では、胸が約「5 cm」沈む強さで、1 分間に「5 0～6 0 回」のテンポで行う。	×	1 分間に【1 0 0～1 2 0 回】のテンポで行う。
43	静脈性出血は、傷口からじんわり持続的に湧き出るような出血である。	○	正しい。
44	止血帯を施した後、受傷者を医師に引き継ぐまでに時間がかかる場合には、止血帯を施してから「1 時間ごとに 1 回」、止血帯を緩め、血流の再開を図る。	×	「1 時間ごとに 1 回」ではなく、【3 0 分ごとに 1 回】程度が適当である。
45	止血帯は、細いゴムひもなどではなく、できるだけ幅の広いものを用いる。	○	正しい。
46	骨が多数の骨片に砕けた状態のことを「複雑骨折」という。	×	「複雑骨折」とは、「開放骨折」ともいい、骨折した部位の皮膚が損傷し、骨が露出した状態をいう。
47	脊椎損傷が疑われる負傷者を移動させる必要があるときは、柔らかいマットレスなどの上に載せて搬送する。	×	脊柱が動かないよう【硬い板】などの上に載せて搬送する。
48	骨にひびが入った状態を「不完全骨折」といい、骨が完全に折れている状態を「完全骨折」という。	○	正しい。
49	熱傷により水疱ができたときは、水疱は破らず、水で冷やす。	○	正しい。
50	運動負荷心電図検査は、「心筋の異常」や「不整脈」だけでなく、「虚血性心疾患」の発見においても有用である。	○	正しい。

No.	問 題	正 答	解 説
51	虚血性の脳血管障害である「脳梗塞」は、脳の血管自体が動脈硬化を起こす「脳血栓症」と、心臓や動脈壁の血栓などが剥がれ、脳血管を塞ぐ「脳塞栓症」に分類される。	○	正しい。
52	虚血性心疾患は、「冠動脈」による心筋への血液の供給が不足したり、途絶えたりすることによって起こる「血管障害」である。	×	「血管障害」ではなく、【心筋障害】である。
53	虚血性心疾患は、「狭心症」と「心筋梗塞」に大別され、「狭心症」は、不可逆的な心筋壊死が起こるため、元には戻らないが、「心筋梗塞」は、心筋の一部分に可逆的虚血が起こるだけで、時間が経てば元に戻る。	×	「狭心症」は、心筋の一部分に可逆的虚血が起こるだけで、時間が経てば元に戻るが、「心筋梗塞」は、不可逆的な心筋壊死が起こるため、元には戻らない。「狭心症」と「心筋梗塞」の記述が逆である。
54	日本人のメタボリックシンドローム診断基準では、腹囲が、男性で「90 cm 以上」、女性で「85 cm 以上」の場合、腹部肥満（内臓脂肪の蓄積）とされる。	×	男性で【85 cm 以上】、女性で【90 cm 以上】の場合、腹部肥満（内臓脂肪の蓄積）とされる。基準腹囲が男女逆である。
55	ノロウイルスの潜伏期間は、「3～5日間」である。	×	ノロウイルスの潜伏期間は、【1～2日間】である。
56	ノロウイルスによる食中毒の発生は、「夏季」に多い。	×	【冬季】に多い。
57	「毒素型食中毒」を引き起こす代表的なものとして、「腸炎ビブリオ菌」や「サルモネラ菌」がある。	×	「毒素型食中毒」を引き起こす代表的なものは、【黄色ブドウ球菌】や【ボツリヌス菌】である。
58	「腸炎ビブリオ菌」や「サルモネラ菌」は、「感染型食中毒」に分類される。	○	正しい。
59	「ボツリヌス菌」は、「病原性好塩菌」とも呼ばれている。	×	「ボツリヌス菌」ではなく、【腸炎ビブリオ菌】である。

No.	問 題	正 答	解 説
60	「サルモネラ菌」は、缶詰や真空パック食品など、酸素のない食品中で増殖する。	×	「サルモネラ菌」ではなく、【ボツリヌス菌】である。
61	「黄色ブドウ球菌」による毒素は、熱に弱い。	×	「黄色ブドウ球菌」による毒素は、熱に強い。
62	ヒスチジンが細菌により分解されて生成される「ヒスタミン」は、熱に強く、調理程度の加熱では分解されない。	○	正しい。
63	「O-157」は、「腸管出血性大腸菌」の一種で、飲食物を介して経口感染し、出血性の下痢を引き起こす。	○	正しい。
64	「O-157」の潜伏期間は「1～2日」である。	×	「O-157」の潜伏期間は、【3～5日間】である。
65	「ボツリヌス菌」は、致死率が高く、毒性の強い「神経毒」を産生する。	○	正しい。

労働衛生 ②（有害業務）

No.	問 題	正 答	解 説
1	アセトンは、常温・常圧（25℃、1 気圧）の空気中においては、「ガス」として存在する。	×	「ガス」ではなく、【蒸気】として存在する。
2	塩化ビニルは、常温・常圧（25℃、1 気圧）の空気中においては、「ガス」として存在する。	○	正しい。
3	二硫化炭素は、常温・常圧（25℃、1 気圧）の空気中においては、「ガス」として存在する。	×	「ガス」ではなく、【蒸気】として存在する。
4	二酸化硫黄は、常温・常圧（25℃、1 気圧）の空気中においては、「蒸気」として存在する。	×	「蒸気」ではなく、【ガス】として存在する。
5	フェノールは、常温・常圧（25℃、1 気圧）の空気中においては、「蒸気」として存在する。	○	正しい。
6	ホルムアルデヒドは、常温・常圧（25℃、1 気圧）の空気中においては、「蒸気」として存在する。	×	「蒸気」ではなく、【ガス】として存在する。
7	厚生労働省の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」によると、化学物質等による疾病リスクの低減措置を検討する場合において、最も優先順位の高い対策は、「作業手順の改善、立入禁止等の管理的対策」である。	×	最も優先順位の高い対策は、【危険性又は有害性のより低い物質への代替】である。「作業手順の改善、立入禁止等の管理的対策」は、優先順位としては3 番目となっている。
8	塩化ビニルは、ばく露すると、主として「皮膚がん」を発症するおそれが高まる。	×	「皮膚がん」ではなく、【肝血管肉腫】を発症するおそれが高まる。
9	ベンジジンは、ばく露すると、主として「膀胱がん」を発症するおそれが高まる。	○	正しい。

No.	問 題	正 答	解 説
10	クロム酸は、ばく露すると、主として「肺がん」を発症するおそれが高まる。	○	正しい。
11	ベンゼンは、ばく露すると、主として「胃がん」を発症するおそれが高まる。	×	「胃がん」ではなく、【白血病】を発症するおそれが高まる。
12	石綿は、ばく露すると、主として「中皮種」を発症するおそれが高まる。	○	正しい。
13	一酸化炭素による中毒では、赤血球中のヘモグロビンと酸素との結びつきが妨げられ、「貧血状態」が引き起こされる。	×	「貧血状態」ではなく、【酸素欠乏状態】が引き起こされる。
14	弗化水素による慢性中毒症状として、「骨の硬化」や「斑状歯」などがみられる。	○	正しい。
15	硫化水素による中毒では、「意識消失」、「呼吸麻痺」などの症状がみられる。	○	正しい。
16	電離放射線の被ばくによる影響には、「先天的影響」と「遺伝的影響」がある。	×	電離放射線の被ばくによる影響には、【身体的影響】と「遺伝的影響」がある。
17	電離放射線の被ばくによる影響は、「確定的影響」と「確率的影響」に分けられるが、発がんや遺伝的影響については、「確定的影響」に分類される。	×	「確定的影響」ではなく、【確率的影響】に分類される。
18	電離放射線の被ばくによる身体的影響のうち、「白内障」は、「急性障害」に分類される。	×	「白内障」は、「急性障害」ではなく、【晩発障害】に分類される。
19	電離放射線の被ばくによる身体的影響のうち、電離放射線の被ばく後、数週間程度までに現れる「造血器系障害」は、「急性障害」に分類される。	○	正しい。
20	有機溶剤の「蒸気」は、一般に、「空気」より重い。	○	正しい。

No.	問 題	正 答	解 説
21	有機溶剤は、「揮発性」が高いため、「呼吸器」からは吸収されやすいが、「皮膚」から吸収されることはほとんどない	×	有機溶剤は、「呼吸器」だけでなく、「皮膚」からも吸収されやすい。
22	有機溶剤は、「脂溶性」であるため、呼吸器や皮膚から吸収されやすく、脂肪の多い「脳」にも入りやすい。	○	正しい。
23	低濃度の有機溶剤を繰り返しばく露すると、「頭痛」、「めまい」、「記憶力減退」、「不眠」などの不定愁訴の症状を呈する。	○	正しい。
24	二硫化炭素は、「神経障害」や「感情障害」を起こすことがある。	×	「二硫化炭素」は、【精神障害】や【意識障害】を起こすことがある。
25	ノルマルヘキサンによる健康障害として顕著なものには、「多発性神経炎」がある。	○	正しい。
26	鉛中毒では、「潰瘍」、「末梢神経障害」、「腹部の痙痛」などの症状がみられる。	×	鉛中毒の顕著な症状として、【貧血】、「末梢神経障害」、「腹部の痙痛」などがみられる。
27	マンガン中毒では、「筋肉のこわばり」、「震え」、「歩行困難」などの症状がみられる。	○	正しい。
28	金属水銀中毒では、「感情不安定」、幻覚などの「精神障害」、「手指の震え」などの症状がみられる。	○	正しい。
29	カドミウム中毒では、「消化管出血」、「角化症」、「鼻中隔穿孔」などの症状がみられる。	×	カドミウム中毒の顕著な症状として、【上気道炎】、【肺炎】、【腎障害】などがみられる。なお、「消化管出血」、「角化症」、「鼻中隔穿孔」などは、砒素中毒で顕著にみられる症状である。
30	鉱物性粉じんに含まれる「遊離けい酸」は、何年間も吸入が続くと、「胸膜中皮種」を引き起こす。	×	「遊離けい酸」の吸入が何年間も続くと、【じん肺】の原因となる。

No.	問 題	正 答	解 説
31	じん肺は、粉じんを吸入することによって肺に生じた「炎症性病変」を主体とする疾病である。	×	じん肺は、粉じんを吸入することによって肺に生じた【繊維増殖性変化】を主体とする疾病である。
32	じん肺は、「続発性気管支炎」や「肺結核」を合併することがある。	○	正しい。
33	金属熱は、亜鉛、銅などの「金属ヒューム」を吸入することによって発生し、「悪寒」、「発熱」、「関節痛」などの症状がみられる。	○	正しい。
34	酸素欠乏症は、空気中の酸素濃度が「18%未満」の環境に置かれた場合に発生し、個人差があるものの、一般に、「頭痛」、「吐き気」などの症状がみられる。	○	正しい。
35	日常生活における経度の寒冷と湿度により発生する皮膚障害のことを「凍傷」という。	×	「凍傷」ではなく、【凍瘡】という。俗にいう「しもやけ」のことである。
36	局所振動障害は、チェーンソー、削岩機などの振動器具からの振動を長時間受けることが原因で起こり、レイノー現象などの「末梢循環障害」や手指のしびれ感などの「末梢神経障害」がみられる。	○	正しい。
37	減圧症は、高圧下作業からの急な減圧に伴い、血液中や組織中に溶け込んでいた「酸素」の気泡化が関与して発生する。	×	「酸素」ではなく、【窒素】の気泡化が関与して発生する。
38	低体温症は、低温下の作業で全身が冷やされ、体内温度が「35℃」程度以下に低下した状態をいう。	○	正しい。
39	騒音性難聴は、音を神経に伝達する「中耳」の中にある「鼓膜」が変性することにより引き起こされる。	×	騒音性難聴は、音を神経に伝達する【内耳】の中にある【蝸牛】の【有毛細胞】が変性することにより引き起こされる。

No.	問 題	正 答	解 説
40	騒音性難聴は、通常の会話音より「低い音」から聞こえにくくなるため、初期には気付かないことが多い。	×	騒音性難聴は、通常の会話音より【高い音】から聞こえにくくなる。
41	作業環境測定における「A測定」とは、単位作業場所における有害物質の気中濃度の「平均的な分布」を測定することをいう。	○	正しい。
42	作業環境測定における「A測定」の「第二評価値」が「管理濃度」を超えている単位作業場所については、「B測定」の結果に関わりなく、「第一管理区分」に区分される。	×	「第一管理区分」ではなく、【第三管理区分】である。
43	作業環境測定における「管理濃度」とは、単位作業場所における労働者の有害物質に対する「ばく露限界」を示す指標である。	×	「管理濃度」とは、単位作業場所における作業環境測定結果を評価するために定められた指標である。
44	作業環境測定における「A測定の第二評価値」及び「B測定」の測定値が、いずれも管理濃度に満たない単位作業場所については、「第二管理区分」に区分される。	○	正しい。
45	作業環境測定における「A測定の第二評価値」とは、単位作業場所における気中有害物質の「幾何平均濃度」の「推定値」である。	×	「幾何平均濃度」ではなく、【算術平均濃度】の「推定値」である。
46	作業環境測定におけるA測定の「第一評価値」は、「第二評価値」より常に大きい。	○	正しい。
47	作業環境測定における「B測定」とは、発生源に「近接した作業位置」における「最高濃度の測定」のことをいう。	○	正しい。
48	局所排気装置のフードの型式について、一般に、排気効果が最も大きいとされるのは、「外付け式」である。	×	【囲い式】が最も排気効果が大きいとされる。次いで、「外付け式」、「レシーバー式」の順となる。

No.	問 題	正 答	解 説
49	局所排気装置の一種である「キャノピー型フード」は、「外付け式フード」に分類される。	×	「キャノピー型フード」は、【レシーバー式フード】に分類される。
50	局所排気装置の一種である「建築ブース型フード」は、「レシーバー式フード」に分類される。	×	局所排気装置の一種である「建築ブース型フード」は、【囲い式フード】に分類される。
51	局所排気装置のダクトについては、曲がり部分をできるだけ少なくするように配管し、主ダクトと枝ダクトとの合流角度は、「90°」を超えないようにする。	×	主ダクトと枝ダクトとの合流角度は、【45°】を超えないようにする。
52	有害物質による健康障害は、「自覚症状」よりも、諸検査の異常などの「他覚的所見」が先に出現することが多い。	○	正しい。
53	特殊健康診断における有害物の体内摂取量を把握するための検査として、トルエンについては、「尿」中の「マンデル酸」を測定する。	×	「マンデル酸」ではなく、【馬尿酸】である。
54	特殊健康診断における有害物の体内摂取量を把握するための検査として、鉛については、「血液」中の「デルタアミノレブリン酸」を測定する。	×	「血液」中ではなく、【尿】中の「デルタアミノレブリン酸」を測定する。
55	防じんマスクの面体の接顔部には、メリヤスなど顔面との密着性の良くない素材は使用しないようにする。	○	正しい。
56	呼吸用保護具のうち「有機ガス用」の防毒マスクの吸収缶の色は、「灰色」である。	×	「灰色」ではなく、【黒色】である。
57	呼吸用保護具のうち「一酸化炭素用」の防毒マスクの吸収缶の色は、「赤色」である。	○	正しい。
58	呼吸用保護具のうち「シアン化水素用」の防毒マスクの吸収缶の色は、「青色」である。	○	正しい。

No.	問 題	正 答	解 説
59	防毒マスクの吸収缶における「破過時間」とは、吸収缶が除毒能力を喪失するまでの時間をいう。	○	正しい。
60	呼吸用保護具の1つである「電動ファン付き呼吸用保護具」については、酸素濃度が「18%未満」の場所であっても使用することができる。	×	「電動ファン付き呼吸用保護具」については、酸素濃度が【18%以上】の場所でなければ、使用することができない。

労働生理

No.	問 題	正 答	解 説
1	呼吸運動は、「気管」と「胸膜」の協調運動によって行われる。	×	呼吸運動は、主に【肋間筋】と【横隔膜】の協調運動によって行われる。
2	肺胞内の空気と肺胞を取り巻く毛細血管内の血液との間でガス交換を行う呼吸のことを「内呼吸」という。	×	「内呼吸」ではなく、【外呼吸】という。なお、「内呼吸」とは、細胞組織内で行われるガス交換をいう。
3	呼吸中枢が、その興奮性を維持するためには、血液中に、常に一定量以上の「二酸化炭素」が含まれていることが必要である。	○	正しい。
4	呼吸中枢は、主として、血液中の「窒素分圧」によって調整されている。	×	「窒素分圧」ではなく、【二酸化炭素分圧】である。
5	通常の呼吸の場合の「呼気」には、酸素が約「24%」、二酸化炭素が約「6%」含まれている。	×	通常の呼吸の場合の「呼気」には、酸素が約【16%】、二酸化炭素が約【4%】含まれている。
6	大脳の外側にある「髄質」は、「灰白質」で、神経細胞の細胞体が集まっており、感覚、運動、思考等の作用を支配している。	×	大脳の外側にあるのは、「髄質」ではなく、【皮質】である。なお、「髄質」は、大脳の内側にあり、「白質」である。
7	交感神経系は、消化管の運動を「促進」し、副交感神経系は、逆に「抑制」するように作用する。	×	交感神経系は、身体の機能をより活動的にするため、心拍数や血圧を上げる一方、消化管の運動は【抑制】するように作用する。なお、副交感神経は、この逆で、消化管の運動を「促進」するように作用する。
8	肺循環は、「右心室」から「肺動脈」を経て「肺の毛細血管」に入り、「肺静脈」を通して「左心房」に戻る血液の循環である。	○	正しい。
9	心筋は、他の内臓筋と同様、「平滑筋」に分類される。	×	心筋は、骨格筋と同様、【横紋筋】に分類される。

No.	問 題	正 答	解 説
10	心臓から出ていく血液が流れる血管を「動脈」といい、心臓に戻ってくる血液が流れる血管を「静脈」という。	○	正しい。
11	「大動脈」と「肺静脈」には、酸素に富む「動脈血」が流れている。	○	正しい。
12	高血圧の状態が続くと、血管壁の厚さが「減少」する。	×	高血圧の状態が続くと、血管壁の厚さが【増加】する。
13	心臓は、自律神経の支配を受けて、収縮と弛緩を繰り返している。	○	正しい。
14	肝臓の機能として、「乳酸の合成」がある。	×	乳酸は、筋肉の収縮時に酸素が不足しているときに生成されるもので、肝臓の機能とは関係がない。
15	蛋白質の消化に関与している消化酵素は、「リパーゼ」と「アミラーゼ」である。	×	【ペプシン】と【トリプシン】である。
16	肝臓から分泌される「胆汁」は、脂肪を乳化し消化吸収を助ける働きを担っているが、消化酵素は含んでいない。	○	正しい。
17	膵臓から分泌される「膵液」は、血糖値を調整するホルモンを含んでいるが、消化酵素は含んでいない。	×	膵臓から分類される「膵液」には、消化酵素が含まれている。
18	「ペプシノーゲン」は、胃酸によって「ペプシン」という消化酵素になり、「糖質」を分解する。	×	「糖質」ではなく、【蛋白質】を分解する。
19	「ヘマトクリット」とは、血液中に占める「白血球」の容積の割合のことをいう。	×	「白血球」ではなく、【赤血球】である。
20	貧血になると、「ヘマトクリット」の値が「高く」なる。	×	貧血になると、「ヘマトクリット」の値は【低く】なる。
21	血漿中の蛋白質のうち、「グロブリン」は血液の浸透圧の維持に関与している。	×	「グロブリン」ではなく、【アルブミン】である。

No.	問 題	正 答	解 説
22	「赤血球数」は、正常値に男女による差がないとされている。	×	「赤血球数」ではなく、【白血球数】である。
23	「白血球」には、体内に侵入してきた細菌やウイルスを貪食（どんしょく）する作用がある。	○	正しい。
24	A B O式血液型は、「赤血球」による血液型分類の1つである。	○	正しい。
25	A型血液の血清は、「抗A抗体」を持っている。	×	「抗A抗体」ではなく、【抗B抗体】を持っている。
26	血小板は、「骨髓」で作られ、「止血作用」がある。	○	正しい。
27	「血小板数」は、正常値に男女による差がないとされている。	○	正しい。
28	腎小体を通る血液中の「血球」及び「糖」以外の成分は、糸球体からボウマン嚢に濾し出されて原尿になる。	×	「糖」ではなく、【蛋白質】である。「糖」は、糸球体からボウマン嚢に濾し出されて原尿になる。
29	血中の「グルコース」は、ボウマン嚢中には濾し出されない。	×	「血球」及び「蛋白質」以外の成分は、糸球体からボウマン嚢に濾し出されて原尿になる。
30	尿は、「弱アルカリ性」である。	×	尿は、【弱酸性】である。
31	尿管は、左右の腎臓から「1本ずつ」出ている。	○	正しい。
32	原尿中に濾し出された大部分の水分、電解質、栄養分は、「尿細管」から血液中に再吸収される。	○	正しい。
33	筋肉が最も大きい力を出すのは、「収縮」しようとする瞬間である。	○	正しい。
34	筋肉は、神経に比べて疲労しにくい。	×	筋肉は、神経に比べて疲労しやすい。
35	筋肉は、筋線維の「太さが増す」ことによって、筋力が増強される。	○	正しい。筋線維の「数が増える」わけではない。

No.	問 題	正 答	解 説
36	筋肉自体が収縮して出す最大筋力は、筋肉の断面積 1 cm ² 当たりの平均値で見ると、「性別」による差はあるものの、「年齢」による差はほとんどない。	×	「性別」による差も、「年齢」による差も、ほとんどない。
37	体温調節中枢は、「脊髄」にある。	×	体温調節中枢は、【間脳の視床下部】にある。
38	高温にさらされ体温が正常以上に上昇すると、「内臓」の血管が拡張することによって血流量が増加し、発汗を促して放熱が促進される。	×	「内臓」ではなく、【皮膚】の血管である。
39	熱の放散には、「輻射」、「伝導」、「蒸発」などがあり、このうち、「蒸発」によるものには、「発汗」と「不感蒸泄」がある。	○	正しい。
40	「不感蒸泄」とは、本人が特に感じることなく、発汗のほかに皮膚及び呼吸から水分が失われる現象をいう。	○	正しい。
41	眼は、「硝子体」の厚さを変えることにより、焦点距離を調節している。	×	「硝子体」ではなく、【水晶体】である。
42	網膜には、色を感じる「杆状体」と、明暗を感じる「錐状体」の2種類の視細胞がある。	×	色を感じるのは【錐状体】であり、明暗を感じるのは【杆状体】である。「杆状体」と「錐状体」の記述が逆である。
43	眼をカメラに例えると、水晶体は「レンズ」、虹彩は「しぼり」、網膜は「フィルム」に相当する働きをする。	○	正しい。
44	内耳には、「前庭」、「半規管」及び「蝸牛」の3つの部位があり、このうち、「前庭」は、体の回転の方向や速度を感じる。	×	体の回転の方向や速度を感じるのは、【半規管】である。

No.	問 題	正 答	解 説
45	内耳には、「前庭」、「半規管」及び「蝸牛」の3つの部位があり、このうち、「半規管」は、体の傾きの方向を感じる。	×	体の傾きの方向を感じるのは、【前庭】である。
46	「体液性免疫」とは、リンパ球が直接、病原体などの異物を攻撃する免疫反応のことである。	×	リンパ球が直接、病原体などの異物を攻撃する免疫反応は、【細胞性免疫】と呼ばれている。
47	「抗体」とは、体内に入ってきた「抗原」に対して「体液性免疫」において作られる「アルブミン」と呼ばれる蛋白質のことである。	×	「アルブミン」ではなく、【免疫グロブリン】である。
48	エネルギー代謝率の値については、体格、性別などの個人差による影響が大きい。	×	エネルギー代謝率の値については、体格、性別などの個人差による影響は少ない。
49	エネルギー代謝率は、精神的作業や静的筋作業のようなエネルギーをほとんど消費しない作業の強度を表す指標としては用いることができない。	○	正しい。
50	基礎代謝量は、「睡眠」、「横臥」、「安静」時の測定値によって表される。	×	基礎代謝量は、【覚醒】、「横臥」、「安静」時の測定値によって表される。
51	メッツ (METs) とは、【身体活動の強度】を表す指標である。	○	正しい。
52	身体活動強度 (メッツ) は、その身体活動の強さが「軽作業時」の何倍に相当するかを表す単位である。	×	身体活動強度 (メッツ) は、その身体活動の強さが【安静時】の何倍に相当するかを表す単位である。
53	外部環境から刺激 (ストレス) が加わると、人は、自律神経系と内分泌系を介して、心身の活動を「抑圧状態」にする。	×	外部環境から刺激 (ストレス) が加わると、人は、心身の活動を【緊張状態】にする。
54	ストレスに対する反応には、個人差がほとんどない。	×	ストレスに対する反応は、個人差が大きい。

No.	問 題	正 答	解 説
55	ストレスに伴う典型的な心身の反応として、副腎皮質ホルモン分泌の「亢進」がある。	○	正しい。
56	「メラトニン」は、血液中のカルシウム量の調整に関与している。	×	メラトニンは、「睡眠ホルモン」とも呼ばれ、睡眠や体内時計の調整に関与している。
57	「インスリン」は、膵臓から分泌され、血糖量を「増加」させる働きがある。	×	「インスリン」は、血糖量を【減少】させる働きがある。
58	「コルチゾール」は、体液中のカルシウムバランスを調整する働きがある。	×	体液中のカルシウムバランスを調整する働きがあるホルモンは、【パラスホルモン】である。「コルチゾール」は、血糖量を「増加」させる働きがある。
59	「レム睡眠」中の脳は、休んだ状態になっている。	×	「レム睡眠中」は、いわゆる「浅い眠り」の状態にあり、身体は休んでいるが、脳は起きている。
60	「ノンレム睡眠」は、大脳を休ませ、回復させる効果がある。	○	正しい。

<2021 年合格目標>

第一種衛生管理者試験対策 全問題と正解

令和 3 年 2 月 16 日 初版第一刷 発行

発 行 Good Job & Career（清新社会保険労務士事務所）

責任者 杉本真樹

東京都千代田区九段南一丁目 5 番 6 号 りそな九段ビル 5 F

<https://www.goodjobandcareer.net/>

info@goodjobandcareer.net

定価（本体 500 円＋税）